令和７年度みやざき働きやすい介護事業所認証評価制度業務委託企画提案競技実施要領

１　目的

　　みやざき働きやすい介護事業所認証評価制度業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

２　業務の内容

　　別紙令和７年度みやざき働きやすい介護事業所認証評価制度業務委託仕様書による。

３　委託料の限度額

　　５，２０６，０００円

　　委託料は、業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

４　委託期間

　　委託契約締結日から令和８年２月２７日まで

５　参加要件資格

　　次のいずれの要件も満たしている者であること。

1. 認証を受けたい事業所への助言や、現地調査での指導などを行うことが必要であるた

め、社会保険労務士等と連携を図ることができること。

1. 申請のあった県内の事業所（同一法人を含む）に訪問可能であること。

（３）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生

法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続の開始の申立て又は破産法（平成１

６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者

（５）この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措

置を受けていない者

（６）県税に未納がないこと。

（７）宮崎県暴力団排除条例（平成２３年条例第１８号）第２条第１号に規定する暴力団又は

代表者及び役員が同条例第４号に規定する暴力団関係者でない者

（８）地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３２１条の４及び各市町村の条例の規定によ

り、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居

住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収

を開始することを誓約した者

６　企画提案競技実施の公告方法

宮崎県ホームページにより告知

７　スケジュール

（１）公告　　 令和７年４月１８日（金）

（２）質問等の締切 令和７年４月２５日（金）午後５時

（３）企画提案競技参加申込書の提出締切 令和７年５月　２日（金）午後５時

（４）企画提案書の提出締切　 令和７年５月　９日（金）午後５時

（５）審査結果の通知 令和７年５月下旬予定

８　企画提案競技の方法

（１）質問等　※質問がある場合のみ

　　　企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙１）を提出すること。

①　提出先

　下記１２を参照

②　提出期限

令和７年４月２５（金）午後５時

③　提出方法

　電子メール又はファックス （提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

④　問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知　　　する。（質問者名は公表しない。）

（２）参加申込み

　　　企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙２）を提出すること。

①　提出先

　下記１２を参照

②　提出期限

令和７年５月２日（金）午後５時

③　提出方法

　電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

（３）企画提案書の提出

①　企画提案書の内容

本実施要領２「業務の内容」を参照の上、提案すること。

②　提出書類

ア　企画書【６部（正本１部、副本５部）】

・　提出する企画案は、１案のみとする。

・　書式はＡ４判（一部Ａ３判を折り曲げても可）とし、ページ番号を挿入する。

イ　見積書（任意様式）【６部（正本１部、副本５部）】

・　業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。

・　一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積上げ方式とすること。

　　　　・　内訳は、税抜き表示を基本とする。

ウ　誓約書（別紙３）【１部】

　　　エ　企画提案競技参加団体の概要【１部】

　　　　　下記の内容を記載し、Ａ４版にまとめること。

　　　　　・　参加者の基本情報（名称、所在地、代表者名）

　　　　　・　担当者（職氏名、連絡先（電話、ＦＡＸ、電子メール））

　　　オ　その他の書類（任意）【６部】

　　　　・　法人概要や事業の実施に関して参考となる資料

　　　　・　類似業務の履行実績（直近２年以内）

③　提出先

　下記１２を参照

④　提出期限

令和７年５月９日（金）午後５時

⑤　提出方法

　持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同様の手段に限る。）

⑥　留意事項

　提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の　　　対象としない。

（４）選定方法

別添の審査基準表に従い、最も優れた提案者を選定する。

（５）審査の通知

令和７年５月下旬に、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

（６）当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

　　①　当該手続の参加資格を満たさなくなったとき。

　　②　提案書を期限までに提出しないとき。

　　③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき。

④　虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき。

　　⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えて　　　いるとき。

　　⑥　①から⑤までに掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき。

（７）（６）に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

９　契約の方法

（１）８（４）の審査により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として委託業務に関して必要な業務を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある）ものとし、協議の合意に至った場合には、本委託業務の契約手続を行う。

（２）受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10　契約保証金

宮崎県財務規則（昭和３９年宮崎県規則第２号）第１０１条の規定による。

11 その他

（１）この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。

（２）企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。

（３）委託料の支払い方法は、精算払とする。

（４）提出された資料は、返却しない。

12　書類提出及び問合せ先

（１）住所　〒８８０－８５０１　宮崎市橘通東２丁目１０番１号

（２）担当　宮崎県福祉保健部長寿介護課居宅介護担当　（担当　原田）

（３）連絡先 電話番号 ０９８５－２６－７０５８

ファックス番号 ０９８５－２６－７３４４

メールアドレス kyotaku＠pref.miyazaki.lg.jp